

ふるさと信州棚田支援事業実施要領

平成16年4月1日16農村第46号

改正 平成17年4月6日17農村第16号
平成18年4月7日18水郷第11号
平成24年2月24日23農整第565号
平成25年1月21日24農整第520号
平成31年2月8日30農整第856号
令和3年2月18日2農整第1056号
令和5年1月23日4農整第983号

第1 趣旨

農村では、高齢化、過疎化の進行により、地域の活力が停滞し、地域資源の維持管理が困難になっている集落も見受けられる。一方で、農村の人々や農業により育まれてきた棚田の景観や個性ある歴史・伝統文化などは、その大切さが再認識されており、訪れる都市住民等へも潤いと安らぎを与えている。

本事業は、棚田の保全・利活用、遊休農地の解消、農業・農村に対する都市住民の理解促進等を目的として、棚田の保全活動や都市と農村の交流活動を支援するものである。

第2 事業内容

棚田地域（地形勾配が1／20以上の農地が団地の半分以上を占める地域）において実施する次の各号に掲げる活動

- (1) 計画作成、PR活動
 - ・棚田の保全活動計画作成
 - ・棚田の保全又はPR手法に係る調査、研究等
 - ・棚田PR活動、イベントの開催
 - ・都市住民等との交流活動計画作成
 - ・交流活動に係る調査、研究等
- (2) 棚田保全活動
 - ・管理用機器に係る消耗品の購入及び管理用機器のリース
 - ・畦道・水路等の維持補修（直営施工が可能なもの）
 - ・遊休農地の再生に必要な資材購入、重機のリース等
 - ・案内板等の設置
 - ・県内の保全団体等との連携活動
- (3) 保全団体設立に向けた取組
 - ・棚田地域の実態調査、先進地調査
 - ・研修会の開催
- (4) 交流活動の実施
 - ・都市住民等との交流活動
 - ・棚田を活用した学習旅行等の受入れ

第3 事業主体

事業主体は、棚田地域振興法の規定に基づき、長野県内の市町村が組織した指定棚田地域振興協議会（以下「協議会」という。）又は次の各号に掲げる条件をすべて満たす団体（以下「活動団体」という。）とする。ただし、重複して申請することはできない。

- (1) 長野県内に存在していること
- (2) 不特定かつ多数の者の利益増進に寄与することを目的としていること
- (3) 営利を目的としないこと
- (4) 団体の組織、運営に関する定款又は規約等を有すること
- (5) 概ね 10 人以上の会員を有すること
- (6) 宗教活動や政治活動を行うことを目的としないこと
- (7) 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと
- (8) 団体の所在市町村からの推薦又は支援（事業費や事務等の支援）が見込まれるものであること
- (9) 信州棚田ネットワーク会員^{*}であること。
※会員でなくても信州棚田ネットワークに入会する意志がある場合も可。この場合、事業の応募の際に信州棚田ネットワーク入会申込書を提出すること。

第 4 支援金額

- 1 遊休農地の再生のための活動については、支援対象事業費と同額とする。
- 2 前項以外は、支援対象事業費の 2 分の 1 以内とする。
- 3 前 2 項における上限金額は、協議会 80 万円、活動団体 30 万円とする。
ただし、1 棚田について 3 団体以上の活動団体から応募があり、要望金額の合計が 80 万円を超えた場合の各活動団体の支援金額は 80 万円を活動団体数で除した額以内とする。

第 5 事業の応募

支援を受けようとする協議会及び活動団体は、応募申請書に事業計画書を添えて知事へ提出するものとする。活動団体は、団体の所在市町村長の発行する推薦調書を併せて提出するものとする。

第 6 支援対象団体の決定

知事は、応募のあった協議会及び活動団体について書類審査を行い、支援対象団体を決定するものとする。

第 7 事業の実施

第 6 の支援対象団体は、事業計画書に基づき事業を実施しなければならない。

第 8 事業計画の変更

事業計画に別に定める重要な変更が生じた場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を知事へ提出し、承認を受けるものとする。

第 9 実績報告

- 1 事業主体は、事業終了後に実績報告書を知事へ提出するものとする。
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は支援金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。